

**簡易版産業廃棄物減量化計画
作成マニュアル**

京 都 府

目次

1. 計画作成の目的	1
2. 計画作成のメリット	2
3. 計画の作成手順	4
4. 業種ごとの取組事例	8
減量化計画表 記入例	11
資料1 廃棄物とは	12
資料2 産業廃棄物の種類と具体例	13
資料3 業種別の主な発生廃棄物	14
資料4 産業廃棄物の適正処理について	15
資料5 京都府の産業廃棄物発生抑制等に係る事業の紹介	17
減量化計画表 様式	18

1. 計画作成の目的

このマニュアルは、事業所から排出される産業廃棄物の減量・リサイクルを推進するために、事業者の方々（これまで計画的な取組をされていないの方々）に、計画的に、排出される産業廃棄物の減量とリサイクルの推進に取り組んでいただき、事業所での廃棄物処理経費や事業コストの削減にまでつなげていただくことを目的に、そのための手順を中心に解説したものです。

京都府では、このマニュアルを多くの事業者の方々に御利用いただき、事業所ごとの廃棄物の減量、リサイクルがさらに進むことを希望しています。

また、京都府には、減量・リサイクルの取り組みを進められる事業者の方々に、ゼロエミッションアドバイザーを派遣する制度などがありますので、あわせて御紹介いたします。

2. 計画作成のメリット

本マニュアルを活用した計画作成・実行には、次のようなメリットがあります。

○ 簡単に、廃棄物の減量・リサイクルの取組がはじめられる。

廃棄物のことに詳しくなくても、簡単に廃棄物の減量・リサイクル等の取組がはじめられます。

○ 廃棄物処理のコスト削減につながる。

廃棄物の発生を抑制すれば、処理委託料等が節約できます。

また、分別の徹底により、廃棄物の減量・リサイクルが進むだけでなく、より安価に処理できるものも出てきます。

○ 廃棄物の適正処理につながる。

本マニュアルで作成する減量化計画表は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等をもとに記入することになります。

マニフェストのほか、減量化計画表の作成を通じて、廃棄物処理に関する理解を深めれば、無許可業者に委託したり、不法投棄や野焼きをされたりといった不適正な処理を防止し、排出者としての責任を果たすことにつながります。

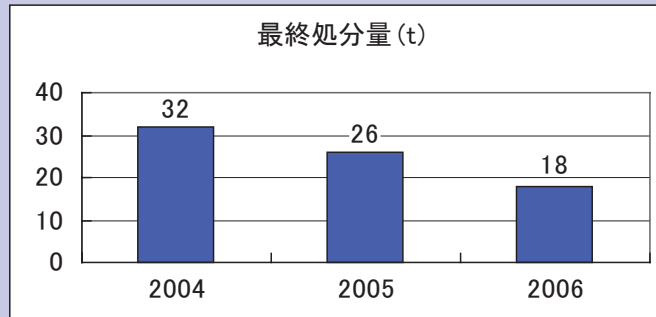
○ 新たな取組へのステップになる。

京都府では、事業所から発生する廃棄物の減量化等を支援するため、「ゼロエミッションアドバイザー」を派遣しています。

アドバイザー派遣にあたっては、事前に、府が別途作成している「ゼロエミッション診断票」に御記入いただき、自社内の現状把握をしていただきますが、このマニュアルに基づいて減量化計画表を作成していれば、それをもとに診断票の記入ができます。

事例 1

ある製造業者では、事業所全体で発生する廃棄物の徹底した分別、製品の製造過程で出る廃プラスチック類のリサイクルなどに積極的に取り組み、最終処分される廃棄物の大幅な削減を達成しています。



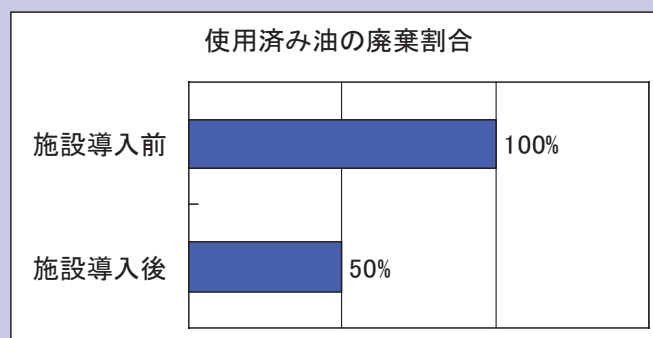
事例 2

ある製造業者では、事業所間の社内便に、繰り返し利用可能な専用封筒・通い袋・通い箱等を使用することにより、紙ごみ発生量の年間約1,000kg削減を達成しています。

また、社内の各部署で不要となった物品の情報を共有し、いらなくなった物品を他部署で使うなど、積極的に再使用に取り組んでいます。

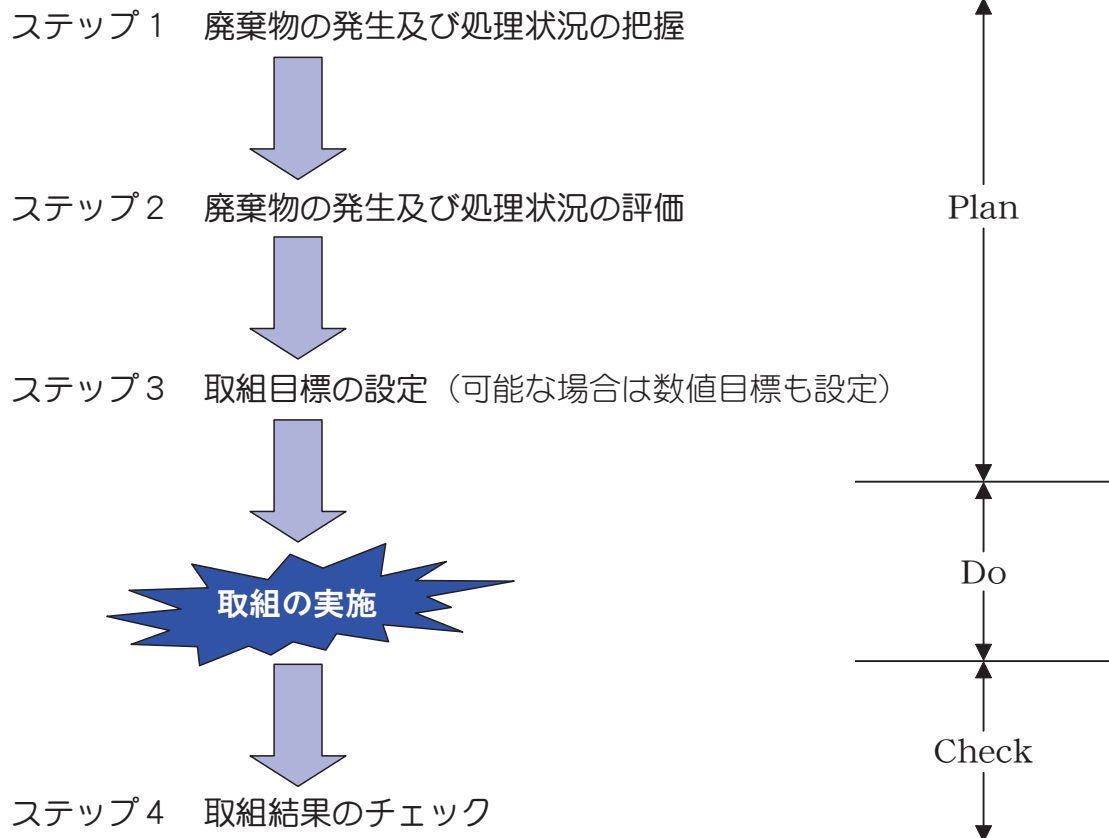
事例 3

ある飲食店チェーンでは、揚げ物に使うフライヤーに油の再生装置を組み込んで、使用する食用油のライフサイクルを延ばすことで、廃棄される使用済み油を50%削減し、処理費用の大幅な削減に成功しています。



3. 計画の作成手順

計画の作成は4つのステップで行います。



各ステップで「減量化計画表」に順に項目を記入し、計画を作成します。

各ステップでの具体的な記入方法を、次ページからステップごとに記載しています。

ステップ

①

廃棄物の発生及び処理状況の把握

- このステップでは、現在事業所で発生している廃棄物の種類・月間の発生量・必要経費・処理内容等を調査し、計画作成のための基礎資料とします。
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）、処理委託契約書を中心に、帳簿、支払伝票なども参考にしながら、計画表に記入していきます。
- 事業所での廃棄物の発生状況をおおまかに把握するのが目的ですので、事業所で発生する廃棄物の種類が多い場合などには、発生量の多い廃棄物を概ね10種類程度選び出します。

計画表記入の注意

- 廃棄物の種類は、自社で管理している名称を記入します（資料2参考）。
- 月間発生量・再生利用量・必要経費は、最近の平均的な月を選んで記入します。
- 月間発生量・再生利用量・必要経費の全てを記入できない場合には、いずれかを記入します。

ステップ

②

廃棄物の発生及び処理状況の評価

- このステップでは、ステップ1で調査した事業所の状況进行评估し、ステップ3での取組項目の設定に役立てます。
- 記入した廃棄物の種類ごとに、これまでの減量・リサイクル等の取組の有無を○・×・△で、計画表に記入していきます。
このうち、×がついている項目が、次のステップ3で取組項目を優先的に設定するものになります。

計画表記入の注意

- 取組の有無欄に次のように記入します。
 - ：既に取り組を行っているもの
 - ×：まだ取り組みを行っていないもの
 - △：既に取り組を行っているもので、さらに新たな取組が設定できるもの

取組目標の設定

- このステップでは、これまでのステップで減量・リサイクル等に取り組むことになった廃棄物について、具体的にどのような取組を行うかを設定します。
取組目標設定の参考資料として8ページ以降に、具体的な取組事例を掲載しています。
- 可能な場合には減量・リサイクル等に関する数値目標を設定し、計画表に記入します。
最初から数値目標を設定するのは難しいですが、取組目標の実践によって目標数値の設定が可能になる場合もありますので、その場合は、設定した段階で追記します。

計画表記入の注意

- はじめて取組目標を設定する場合には、取組事例の中から取り組めそうなものを選択して記入します。
- 数値目標の設定にあたっては、必要経費を数値目標として設定することもできます。

取組の実施

- ステップ3までの手順により計画表の記入ができたなら、いよいよ取組の開始です。取組の実施期間は、3ヶ月程度とします。
- 取組開始後、3ヶ月程度が経過したら、次のステップ4に進みます。

- 取組開始後、3ヶ月程度が経過した時点で、ステップ1と同様の手順で廃棄物の発生状況等の把握を行い、実施した取組の効果を確認します。
- 廃棄物の月間発生量・再生利用量・必要経費を、取組前と比較することにより効果を確認します。売却できたものは、その金額も記入します。
- 取組の結果、ある程度、効果があったものや、今後の効果が期待できると考えられるものについては、その後もその取組を継続します。

期待した効果が得られなかった取組については、ステップ3の手順と同じように資料3を参考に再度取組を設定するか、他に効果の期待できそうな廃棄物に種類を変更し取組を設定します。

計画表記入の注意

- 取組開始3ヶ月後の月間発生量、発生した廃棄物のうち再生利用されたものの量、処理にかかった経費、売却で得た金額を計画表に記入します。
- 達成度欄には次のように記入します。
 - ：効果があったもの
 - ×：効果が得られなかったもの
 - △：効果が期待できそうなもの

取組の継続

- このようにして、廃棄物の発生状況等を確認しながら、ステップ1から4までの手順を繰り返し、より効果の高い取組の実施を目指します。

4. 業種ごとの取組事例

- はじめて取組目標を設定する場合には、取組事例の中から取り組めそうなものを選択して記入します。
- 取組事例に記載された業種以外でも同じような取組が可能である場合もあります。また、取組内容によっては、複数を同時に実行するとさらに効果が期待できるものもあります。

業 種	取組区分	取 組 事 例
全 業 種	発生抑制	投入する材料・副資材の適正化と生産性の向上に取り組み、廃棄物の発生を最小限にする。
		両面コピーの励行、裏紙の使用、印刷部数の適正化、グループ内での共有などにより、紙の使用量削減に努める。
		電子決済、電子メールなどの利用により、紙の使用量削減を図る。
		梱包なしの輸送、梱包材の軽量化等を実施し、廃棄される梱包材を削減する。
		輸送に使用する梱包材、緩衝材の通い箱化を進め、廃棄される梱包材、緩衝材を削減する。
		事業所内で使用する機器等にリース品を利用し、効率的な使用、回収後の再資源化等に努める。
	再 使 用	包装袋や空き袋はそのまま廃棄せず、再使用可能なものは、社員が再使用する。
		壊れた資機材を廃棄する際は、他に利用できる部品を取り外しておき、修理等に再利用する。
		使用後の緩衝材などは、いったん社内で保管し、再使用する。
	再資源化	専用回収ボックスを設置、保管場所の明示などにより、廃棄物の分別を徹底し、できる限り再資源化を図る。
		分別に迷う廃棄物を安易に「混合廃棄物」とせず、専門業者に判断してもらい、朝礼や看板等で分別方法を徹底し、再資源化しやすくする。
		プラスチックを加工業者により固形燃料化し、製紙会社や製鉄会社の助燃材として使用する。
		事務用品等のプラスチック製品で紙への変換が可能なものは、可能な限り紙に転換し、廃棄後に再資源化しやすくする。
		紙くずは、製紙業者に引き渡し、トイレットペーパーや厚紙などに再生する。
		鉄くずなどの金属くずは、製鉄業者等に引き渡し、再資源化する。
		ガラス瓶は、色ごとに専用コンテナで分類して回収し、再資源化しやすくする。
		熱源として、廃棄物の焼却熱を利用する。

業 種	取組区分	取 組 事 例
製 造 業	発生抑制	<p>レトルト製品運搬用段ボールのフラップ（接合部分）部の幅を短縮し、また薄肉化することにより11%減量化し、段ボールの廃棄量を削減できた。</p>
		<p>製造工程で使用した有機溶剤を蒸留回収する装置を導入して、排水処理工程に流入する有機溶剤の量を減らし、余剰汚泥の発生量を大幅に減少させることができた。</p>
		<p>ドラム缶の内装缶を脱着式にすることによって、内装缶を簡単に交換できるようにし、ドラム缶更生時に発生していた洗剤・溶剤等の廃棄物を大幅に削減できた。また、使用後のドラム缶のリサイクルも容易になった。</p>
再 使 用	再 使 用	<p>有機溶剤を蒸留回収し、再度、溶剤として再使用する。</p>
		<p>有機溶剤の廃液で、純度が比較的高いものは、他業種で再使用する。それが不可能なものでも、製鉄会社などで助燃材として再利用する。</p>
		<p>製造工程で使用する化学薬品の廃液の分別を徹底し、純度を確保することにより再使用する。</p>
再資源化	再資源化	<p>カルシウムを含む汚泥を、セメント製造会社でセメント原料に再資源化している。</p>
		<p>無機系原料を使用しない、または多回使用可能な製造方法に転換することによって、廃水処理工程から発生する余剰汚泥の堆肥化が可能となった。</p>
		<p>排水処理工程で発生する有機性汚泥のバクテリアによる発酵技術を確立し、有機性汚泥の堆肥化を実現できた。</p>
		<p>廃木材と廃プラスチックを原料として新しい木材、熱可塑性複合木材（再生木材）を製造している。</p>
		<p>木屑（パレット等）を炭化し、切花の延命材を製造している。</p>
		<p>木くずをボイラー用に燃料化し、木屑焚きボイラーから発生する蒸気でタービン発電機を回し自家発電を行い、電力を工場で使用している。</p>
		<p>工場が発生した食品廃棄物をメタン発酵施設で発酵させ、発生したメタンガスを燃料として自家発電を行い、電力を工場で使用するとともに、ボイラーで蒸気を得ている。</p>

業種	取組区分	取組事例
建設業	発生抑制	ジャストインタイムの資材搬入システムの導入で、現場保管に伴う包装材の削減が可能となった。
		建物新築時に既存杭（場所打ちコンクリート杭）の一部（10本/55本）を再利用することにより、新設杭のサイズを大幅に縮小し、その結果、杭施工時に発生する建設汚泥を削減できた。
		現場の作業を簡易な組立だけにし、現場作業の削減と簡素化で、加工に伴う端材や工事のやり直しによる廃材を大幅に減少させた。
	再資源化	解体工事などで発生したコンクリート塊は、処理業者で再生路盤材に再生されている。
		建物解体時に発生するコンクリート塊を、コンクリート用骨材に再生し「再生骨材コンクリート(M：中品質、L：低品質)」として新築工事の杭や基礎に再利用している。
		開発工事などで大量に発生する伐採木は、木材として利用できるものは売却する。売却できないものは、チップ化業者に引き渡している。
卸売・小売業	発生抑制	店舗の在庫状態が適正であるよう常に管理して、売れ残って廃棄されてしまう商品ができるだけ出ないように、入口で適正にコントロールする。
		衣料品を陳列用ハンガーにかけたままお店に運び、そのまま売場に陳列するリユースハンガー納品を行っている。輸送にも陳列と同じハンガーを使用することで、従来、輸送時に使用していたダンボール箱や輸送用ハンガーを減らしている。
		野菜や果物を運ぶ時に何度でもくり返し使えるリターナブルコンテナを取り入れて、お店で捨てられるダンボールを減らしている。産地からそのまま売場で「ばら売り」や「はかり売り」するシステムで、トレイなどの個別包装が省ける。
	再資源化	廃食用油を100%回収し、せっけんや飼料、肥料などにリサイクルしている。
飲食店、宿泊業	発生抑制	厨房から排出される生ごみの処分方法を飼料化から、バクテリアによる分解に変更し、発生量を抑制している。
	再資源化	食品残さを可能な限り堆肥化し、庭木の肥料として利用している。
		使用済の食用油を容器に回収し、廃油の再生業者に販売している。

減量化計画表

部署名	
製造工程名	

記入例

作成	平成 **年 **月 **日
取組開始	平成 **年 **月 **日
達成状況	平成 **年 **月 **日
シートNo.	No. **

部署や製造工程ごとに計画を作成する場合は、部署や製造工程ごとに計画表を記入してください。

事業所で発生する廃棄物（事業系一般廃棄物も含む）について記入してください。

廃棄物の種類は、自社で管理している名称を記入してください。

月間発生量、再生利用量、必要経費のどれかがわからない場合には、わかるものだけを記入します。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)、処理委託契約書等をもとに記入してください。

既に何らかの取組をしている場合には○、まだ取組を行っていないものには×を記入してください。△は既に取組をしていて、さらに取組が設定できる場合です。

目標値を設置する場合は記入してください(最初から記入する必要はありません)。処理費用等を目標に設定することも可能です。

取組事例(P.8~10)を参考に、取組目標を設定してください。

月間発生量、再生利用量、必要経費、売却金額を達成状況として記入してください。

取組の結果、効果があったものには○、今後効果が期待できそうなものには△、効果がなかったものには×を記入してください。

ステップ1					ステップ2	ステップ3		ステップ4					
No.	廃棄物の種類	月間発生量	うち再生利用量	必要経費	処理内容	取組の有無	具体的な取組目標	数値目標	月間発生量	うち再生利用量	必要経費	売却金額	達成度
		単位 (t)	単位 (t)	単位 (円)					単位 (t)	単位 (t)	単位 (円)	単位 (円)	
1	不燃性廃棄物の混合物	2.00		80,000	処理業者に委託し、埋立処分	×	金属を分別回収にし、売却	金属売却量 1 t / 月	2.00	0.50	60,000	5,000	△
2	プラスチック容器	2.00		60,000	処理業者に委託し、破碎後、埋立処分	×	処理委託先で固形燃料化	固形燃料化 0.5 t / 月	2.00	0.50	50,000		○
3	木製パレット	5.00		40,000	処理業者に委託し、破碎後、焼却	×	通いパレットの活用、修理の徹底により新規購入を削減	新規購入量 4割削減	4.00		32,000		△
4	梱包用段ボール	0.10	0.10		古紙回収業者に引渡し	○	引き続き古紙回収業者に引渡し		0.10	0.10			○
5	潤滑油	0.05		3,000	処理業者に委託し、焼却	×	委託先で再生油に加工		0.05	0.05	2,000		○
6	コピー用紙	0.02	0.01	500	一部は古紙回収業者に引渡し 一部は処理業者に委託し、焼却	△	裏面利用の徹底により発生量を抑制	発生量 1/4削減	0.015	0.01	200		○
7													
8													
9													
10													
計		9.17	0.00	183,500					8.165	1.16	144,200	5,000	
								計 (必要経費-売却金額)				139,200	

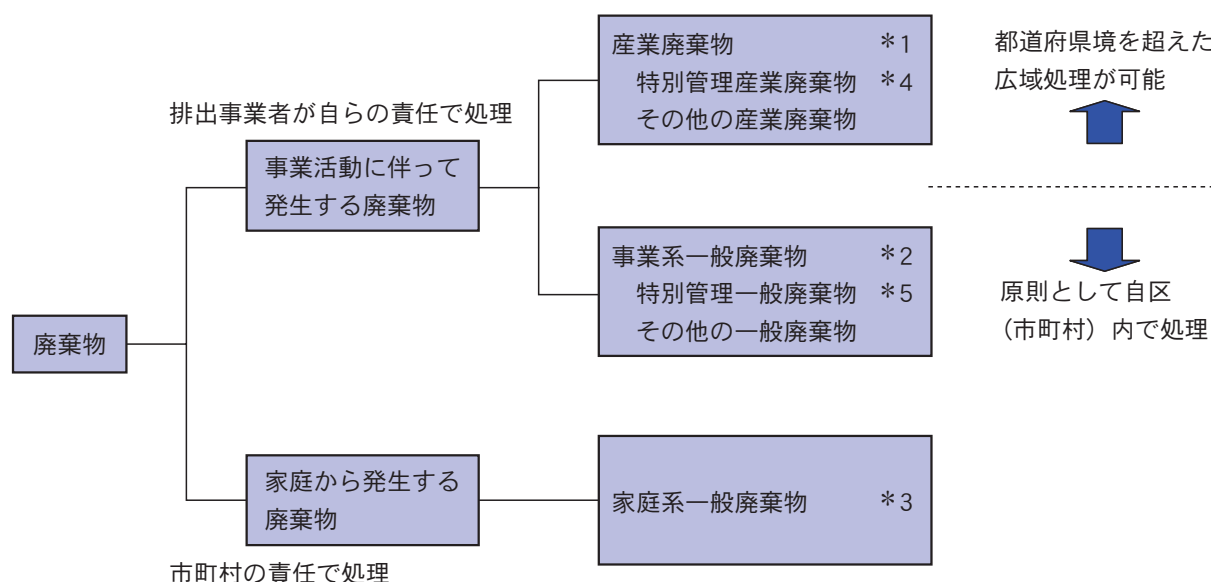
※1m³≒1 t、1L≒1kgで簡易換算

取組前後の状況を、廃棄物発生量と経費の合計で比較します。

	取組前	取組後	前後比較
廃棄物発生量	9.17	8.17	1.01
必要経費 (円)	183,500	139,200	44,300

資料 1 廃棄物とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）では、「廃棄物」とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要となった固形状又は液状のものをいいます。



廃棄物の分類

*1 産業廃棄物	事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など、20種類のもの
*2 事業系一般廃棄物	事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの 事業所から出る紙くず、飲食店から出る調理くずなど
*3 家庭系一般廃棄物	家庭ごみ、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物
*4 特別管理産業廃棄物 *5 特別管理一般廃棄物	廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの

資料2 産業廃棄物の種類と具体例

種 類		具 体 例	
1	燃 え 殻	石炭から、焼却灰、炉清掃排出物、廃活性炭 等	
2	汚 泥	製造工程等から出る泥状物、排水処理汚泥、メッキ汚泥 等	
3	廃 油	廃潤滑油、アルコール等の廃溶剤、廃タールピッチ、固形石鹼 等	
4	廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、廃定着液、廃鉛バッテリー液 等	
5	廃 アルカリ	廃ソーダ液、廃アンモニア液、廃現像液、自動車不凍液 等	
6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、発泡スチロールくず、廃タイヤ 等	
7	紙 く ず	紙・紙加工品製造業から生ずる紙くず	建設業の新築、改築、増築、 除去等に伴う、紙くず、 木くず、繊維くず
8	木 く ず	不要パレット、木材製造業・パルプ製造業等 から生ずる木くず	
9	織 維 く ず	繊維工業から生ずる木綿、羊毛等の天然繊維くず	
10	動植物性残さ	食料品、医薬品製造業等から生ずる残りかす、醸造かす 等	
11	動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場から生ずる牛・豚・食鳥等の不可食部分等の不要物	
12	ゴ ム く ず	ゴムチューブ等の天然ゴムくずに限る(廃タイヤは廃プラスチック類)	
13	金 属 く ず	空き缶、鉄くず、非鉄金属くず、半田かす、切削くず 等	
14	ガラスくず・ コンクリートくず 及び陶磁器くず	板ガラスくず、陶磁器くず(土管、レンガ、かわら)、石膏ボード 等 ※コンクリートくずは工作物の新築、改築、除去に伴って生じたものを除く	
15	鋳 さ い	高炉、平炉、転炉、電気炉等の残さ、鋳物廃砂、不良鋳石 等	
16	が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片 等	
17	動物のふん尿	畜産農業、畜産類似業から生ずる牛、馬、豚、にわとり等のふん尿	
18	動物の死体	畜産農業、畜産類似業から生ずる牛、馬、豚、にわとり等の死体	
19	ば い じ ん	ばい煙発生施設、産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの	
20	13号廃棄物	上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもの	

注) 7～11、17及び18の廃棄物は、限定された業種から排出される廃棄物のみ「産業廃棄物」となります。

資料3 業種別の主な発生廃棄物

廃棄物の種類		業 種												
		農 業	林 業	漁 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	電 気・ガ ス・熱 供給業	水 道 業	運 輸・通 信業	卸 売・小 売業、 飲食店	金 融・保 険業	不 動 産 業	サ ー ビ ス 業
1	燃 え 殻				○	○	○	○	○	○	○			○
2	汚 泥				○	○	○	○	○	○	○			○
3	廃 油		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
4	廃 酸				○	○	○	○	○	○	○			○
5	廃 アルカリ				○	○	○	○	○	○	○			○
6	廃 プラスチック類	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○
7	紙 く ず					○	□					△	△	△
8	木 く ず		△			○	□					△		
9	織 維 く ず					○	□					△		△
10	動 植 物 性 残 さ						□					△		
11	動 物 系 固 形 不 要 物													□
12	ゴ ム く ず				○	○	○	○	○	○	○			○
13	金 属 く ず		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	鉱 さ い				○	○	○	○	○	○	○			○
16	が れ き 類				○	○	○	○						○
17	動 物 の ふ ん 尿	□												
18	動 物 の 死 体	□												
19	ば い じ ん				○	○	○	○	○	○	○			○
20	13 号 廃 棄 物				○	○	○							○

注) ・○印は「産業廃棄物」となるもの

・□印は「限定された業種」から排出される廃棄物が「産業廃棄物」となるもの
 (「限定された業種」については、13ページを参照してください。)

・△印は「事業系一般廃棄物」となるもの

資料4 産業廃棄物の適正処理について

1 事業系廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物）の処理

- 事業者は、事業活動に伴って生じた全ての廃棄物を、廃棄物処理法に基づいて自らの責任において、適正に処理しなければなりません。
- 自ら処理できない場合は、許可を受けた処理業者に委託しなければなりません。

2 産業廃棄物の処理

• 収集運搬・処分の委託

- 収集運搬は産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者と、処分は産業廃棄物処分業の許可を受けた業者とそれぞれ文書による契約が必要です。
- 委託契約書に記載する項目も定められています。

- 産業廃棄物の収集運搬を他者に委託する場合には、産業廃棄物を積み込む場所と積み卸す場所を所管する知事の許可を受けている産業廃棄物収集運搬業者に委託しなければなりません。
- 京都府の許可を受けている産業廃棄物収集運搬業者については、そのリストを京都府ホームページに掲載しています。

- 産業廃棄物の処分を委託する場合には、処分を行っている場所を所管する知事の許可を受けている産業廃棄物処分業者に委託しなければなりません。
- 京都府で許可を受けている産業廃棄物処分業者については、そのリストのほか、処分業者の希望により処理工程等のさらに詳しい内容を京都府ホームページに掲載しています。

- 処分の委託先が焼却などの中間処理業者である場合には、その中間処理を行った後の残さ物の最終処分先を確認してください。

• 産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）

- マニフェスト制度は、産業廃棄物の排出事業者がその処理が適正に行われたかどうかを把握するための制度です
- 委託業者に産業廃棄物を引き渡す際にはマニフェストを交付し、返送されてきたマニフェストを5年間保管しておかなければなりません（廃棄物処理法第12条の2）。

- 交付したマニフェストについて、毎年4月から6月までの間に前年度分を集計し、産業廃棄物を排出した事業所を所管する知事に報告しなければなりません。

- マニフェストについては、紙の帳票のほかインターネットを利用した「電子マニフェスト」を利用することができます。
- 電子マニフェストは、紙の帳票を保存する必要がなく確認がしやすい、前年度分を集計し知事に報告する必要がない、等のメリットがあります。

• 自ら行う産業廃棄物の保管・処理

- 産業廃棄物の保管・収集運搬・処分を排出事業者が行う場合には、**廃棄物処理法に定められた基準が適用**されます。
- 産業廃棄物の処分（リサイクル含む）のために施設を設置する場合、周囲の生活環境に影響を与えないための措置を講ずるほか、**一定規模以上のものにはあらかじめ設置許可が必要**です。
- 自ら最終処分（埋立）する場合は、規模に関わらず処分場としての許可を受ける必要があります。
- 野外焼却は禁止されています。廃棄物処理法の基準に適合した焼却施設等による処理が必要です。

3 特別管理産業廃棄物の処理

- 産業廃棄物の場合と概ね同様ですが、**他の廃棄物と混合しない**など、特別な措置が必要となります。

4 事業系一般廃棄物の処理

• 収集運搬・処分の委託

- 各市町村の処理等のルールに従って、適正に処理してください。
- 市町村によっては収集運搬等を、許可業者に委託ができる場合があります。
- 古紙や段ボール等の資源ごみは、資源回収業者に依頼することが可能です。

• 自ら行う一般廃棄物の処理

- 一般廃棄物の処分（リサイクル含む）のために施設を設置する場合、周囲の生活環境に影響を与えないための措置を講ずるほか、**一定規模以上のものには設置許可が必要**です。
- 自ら最終処分（埋立）する場合は、規模に関わらず処分場としての許可を受ける必要があります。
- 野外焼却は禁止されています。廃棄物処理法の基準に適合した焼却施設等による処理が必要です。

資料5 京都府の産業廃棄物発生抑制等に係る事業の紹介

産業廃棄物処理業者処理状況のホームページでの公開について

産業廃棄物の処理に関する情報を排出事業者の方々に知っていただくため、京都府（京都市除く）の許可を持っている産業廃棄物処理業者の名簿のほか、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業者にアンケート調査を実施し、許可情報や自主取組内容、処理実績を府ホームページで公開しています。

～公開情報の内容～

- 許可情報（許可期限、許可番号、連絡先等）
- 自主取組情報（環境認証の取得状況、加盟団体等、表彰等、電子マニフェストの導入状況）
- 処理施設の概要（設置場所、処理方法、取り扱う産業廃棄物の種類、受入基準、処理工程）
- 処理実績

～ホームページアドレス～

- 処理状況等 http://www.pref.kyoto.jp/sanpai_g/index.html
- 産業廃棄物処理業者名簿 <http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/mokuji1.html>

京都府産業廃棄物発生抑制等促進事業について

産業廃棄物税の税収を活用して、産業廃棄物の減量・リサイクルを推進し、環境負荷の少ない循環型社会の構築を促進するため、産業廃棄物の発生抑制等の促進に係る研究・技術開発等及び産業廃棄物のリサイクル施設整備に助成を行っています。

	産業廃棄物減量推進事業	産業廃棄物再資源化施設整備促進事業
補助事業の内容	産業廃棄物の発生抑制等に係る研究、技術開発又は産業廃棄物を使った商品開発 補助率：補助対象経費の1/2以内	産業廃棄物のリサイクル施設の設置 補助率：補助対象経費の1/4以内
助成額	総額100万円以上	1,000万円以内

ゼロエミッションアドバイザーの派遣について

ゼロエミッションを推進しようとする府内の企業に対し、廃棄物の削減やリサイクル等の取組みで困っていることや悩んでいることなどの解決策などについて助言等を行うアドバイザーを派遣しています。費用は無料です。

具体的には、次のような問題の解決をお手伝いします。

- ゼロエミッションとは何か、どんなメリットがあるか知りたい。
- 社内で勉強会を開きたいので、情報提供、講師紹介をしてほしい。
- 廃棄物の減量化・リサイクル方法がわからず困っている。
- 自社の実情に合った方法で廃棄物をもっと減らしたい。

*ゼロエミッションは、環境に配慮した企業というイメージアップやCSR（企業の社会的責任）だけでなく、廃棄物の処理コストの削減、原材料コストの削減、製造工程の合理化、従業員の職場環境の改善等多くのメリットが期待されています。

▼いずれの事業も詳細等お問い合わせは……

京都府文化環境部循環型社会推進課（電話：075-414-4717）まで

減量化計画表

部署名	
製造工程名	

作成	年 月 日
取組開始	年 月 日
達成状況	年 月 日
シートNo.	No.

部署や製造工程ごとに計画を作成する場合は、部署や製造工程ごとに計画表を記入してください。

事業所で発生する廃棄物（事業系一般廃棄物も含む）について記入してください。

既に何らかの取組をしている場合には○、まだ取組を行っていないものには×を記入してください。△は既に取組をしていて、さらに取組が設定できる場合です。

目標値を設置する場合は記入してください（最初から記入する必要はありません）。処理費用等を目標に設定することも可能です。

取組の結果、効果があったものには○、今後効果が期待できそうなものには△、効果がなかったものには×を記入してください。

廃棄物の種類は、自社で管理している名称を記入してください。

月間発生量、再生利用量、必要経費のどれかがわからない場合には、わかるものだけを記入します。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）、処理委託契約書等をもとに記入してください。

取組事例（P.8～10）を参考に、取組目標を設定してください。

月間発生量、再生利用量、必要経費、売却金額を達成状況として記入してください。

ステップ1					ステップ2 取組の有無	ステップ3		ステップ4				
廃棄物の種類	月間発生量	うち再生利用量	必要経費	処理内容		具体的な取組目標	数値目標	月間発生量	うち再生利用量	必要経費	売却金額	達成度
	単位 ()	単位 ()	単位 ()		単位 ()			単位 ()	単位 ()	単位 ()	単位 ()	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
計	0.00	0.00	0				計	0.00	0.00	0	0	
計（必要経費－売却金額）											0	

※1m³≒1 t、1L≒1kgで簡易換算

取組前後の状況を、廃棄物発生量と経費の合計で比較します。

	取組前	取組後	前後比較
廃棄物発生量	0.00	0.00	0.00
必要経費（円）	0	0	0

京都府文化環境部循環型社会推進課

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL: 075-414-4717 FAX: 075-414-4710

E-mail: junkan@pref.kyoto.lg.jp

<http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/index.html>